

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 12 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 53 号
【管轄省庁】	環境省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 7 条第 2 項及び第 9 条第 2 項
【法令のあらまし】	総量削減計画 (1) 窒素酸化物総量削減計画は、平成 33 年 3 月までに二酸化窒素に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定める。（第 2 条関係） (2) 粒子状物質総量削減計画は、平成 33 年 3 月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定める。（第 3 条関係）
【改正される法令】	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令 (平成 4 年政令第 365 号)